

令和 7 年度 第 1 期

論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき師法」という。）1条は、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けなければならないと規定している。あはき師法2条1項は、上記各免許は、大学に入学することのできる者で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣等の認定した養成施設において、解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであって、同大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験に合格した者に対して、同大臣が、これを与えると規定し、同項1号において、同号所定のあん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の認定は同大臣が行う旨規定している。また、同条3項は、同条1項の学校又は養成施設の設置者は、生徒の定員等を変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣等の承認を受けなければならないと規定している。

学校法人であるXは、Xの運営する医療専門学校について、あはき師法に基づき、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設の認定の申請をしたところ、厚生労働大臣から、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があるとして、平成28年2月5日付けで、あはき師法19条1項の規定（以下「本件規定」という。）により上記認定をしない処分を受けた。

本件規定は、「当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第2条第1項の認定又はその生徒の定員の増加についての同条第3項の承認をしないことができる。」と規定している。本件規定は、昭和39年法律第120号による法の改正により設けられたものである。上記法律は、昭和39年6月、第46回国会において、衆議院社会労働委員会が提出した法律案が可決されて成立したものであるところ、同委員会においては、委員から、本件規定の趣旨について、あん摩業は、視覚障害がある者にとって古来最も適当な職業とされ

てきたところ、近時、視覚障害者以外のあん摩師の増加等のため、その職域を圧迫される傾向が著しい状況にあることから、あん摩マッサージ指圧師（当時の呼称は「あん摩師」。以下、時点を問わず「あん摩マッサージ指圧師」という。）について視覚障害がある者を優先する措置を講ずるものである旨の説明がされた。

なお、視覚障害がある者の就労状況等は、大要、以下のとおりである。視覚障害がある者の総数（18歳以上の推計値）は、昭和35年に20万2000人、平成18年に31万人であった。視覚障害がある有職者の数及びその視覚障害がある者の総数に占める割合（就業率）は、昭和35年に7万2114人で35.7%、平成18年に6万6340人で21.4%であった。また、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうに従事する視覚障害がある者の数及びその視覚障害がある有職者の数に占める割合は、昭和35年に2万7548人で38.2%、平成18年に1万9637人で29.6%であった。平成15年において、視覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師のうち、その障害の程度が重く等級が1級又は2級である者の割合は83.8%であった。平成25年において、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の年間収入の平均値は、視覚障害がある者が290.0万円、それ以外の者が636.2万円であった。このうち視覚障害がある者について、年間収入が300万円以下の者の割合は76.3%であった。

また、あん摩マッサージ指圧師の養成状況等は、大要、以下のとおりである。昭和37年において、あん摩マッサージ指圧師の総数は5万1477人であり、このうち視覚障害がある者以外の者（2万0619人）の割合は40.1%であった。これに対し、平成26年において、あん摩マッサージ指圧師の総数は11万3215人であり、このうち視覚障害がある者以外の者（8万7216人）の割合は77.0%であった。あん摩マッサージ指圧師に係る学校及び養成施設（以下、学校及び養成施設を併せて「養成施設等」という。）の定員（1学年）は、昭和39年度に合計3980人であり、平成9年度に合計2973人、同27年度に合計2706人であった。上記定員のうち視覚障害者以外の者の割合は、昭和39年度に36.8%であったところ、平成9年度に40.7%、同27年度に45.8%と増加した。視覚障害者以外の者を対象とする養成施設の定員に対する受験者数の割合は、平成27年度において、あん摩マッサージ指圧師の昼間養成施設が149.2%、同夜間養成施設が118.6%、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の昼間養成施設が202.3%、同夜間養成施設が296.6%であった。

[設問]

Xは、本件規定自体が憲法に違反して無効であると主張して、本件処分の取消訴訟を提起した。本件規定の憲法適合性について論じなさい。なお、法人の人権については論じなくてよい。

